

令和5年8月7日(月)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、東日本緑化工業株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：鶴田 慎二郎

課長補佐：百目木 どうめき 康一

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止措置業者名 | 住 所 |
|-------------|------------------|
| 東日本緑化工業株式会社 | 福島県双葉郡大熊町大字熊字熊町3 |

2 指名停止措置期間

令和5年8月7日から

令和5年12月6日まで(4ヶ月)

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

東日本緑化工業(株)の元代表取締役は、代表取締役だった令和4年6月1日、福島県発注の複数の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から入手した設計金額を他社に教えて一部を落札させ、入札の公正を害したとして、令和5年6月6日、公契約関係競売入札妨害の疑いで福島県警に逮捕された。

5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」(平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知)別表2第10号に該当する。

参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表2(抜粋)

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|------------------------------|
| (公契約関係競売入札妨害又は談合) 10. 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき | 逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内 |